

社会福祉施設従事者相互保険事業に係る新型コロナウイルス
感染症に関する臨時的・特例的取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、掛金のお払込みについて、お
申し出により、猶予期間を最長6ヵ月間に延長するお取扱いをいたします。

詳細についてのお問い合わせは、下記までにご連絡ください。

令和2年5月15日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
理事長 根本 嘉 昭

<お問合せ先>

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 福祉第一部
電話：03-3486-7511